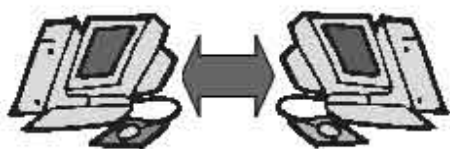


## 住民基本台帳ネットワークシステムとは

各種行政手続きの基礎となる情報を専用の通信回線で結び、市町村の枠を越えた事務処理や、国の行政機関などに対する本人確認情報の提供を行うことを目的とした全国規模のシステムです。

住基ネットでも共有する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード（情報をやりとりするための番号）と、これらの変更情報に限定されています。



## 住基ネットの個人情報保護対策

住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

そのため、制度面や技術面、運用面などで十分な対策を行っています。

### ■法律による対策

- ▷情報の提供先や利用事務は決められていて、目的外の利用は禁止されています。
- ▷民間への利用も禁止されています。特に、民間が住民票コードの記憶された情報データベースを作成したり、契約の場合などで住民票コードの告知を要求すると刑罰が科せられます。

### ■技術面の対策

- ▷ネットワークへの外部侵入、情報の漏えいを防止します。※専用回線の使用、通信データの暗号化など
- ▷システムの目的外の利用を防ぎます。  
※ICカードやパスワードによる確認、蓄積データベースへの接続制限など

### ■運用面の対策

- ▷国が指定する機関に「本人確認保護委員会」を設け、情報の保護に関する事項を調査・審議しています。
- ▷関係職員の個人情報保護意識の向上や、安全・正確性の確保などの研修を実施しています。
- ▷緊急時の対応計画に基づき、不測の事態にも迅速に対応します。

## ■転入転出届の手続が簡単に

住民基本台帳カードの交付を受けている場合の転入転出の手続は、まず、あらかじめ必要事項を記入した転出届（鳥取市ホームページからもダウンロードできます。…アドレスは表紙下段）を住んでいる市区町村に郵便で送りま

す。

そして、住民基本台帳カードを転入先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、窓口に行くのが転入時の一回だけで済みます。

## 鳥取市から他の市区町村へ引越する場合

### 現行（カードの交付を受けていない場合）

鳥取市役所市民課の窓口  
に転出届を提出し、転出  
証明書の交付を受ける

引越 し

引越し先の市区町村の  
窓口  
に転出証明書を添付  
して転入届を提出する

転入手続完了

※転出・転入先の窓口に行かなければなりません。

### 住民基本台帳カードの交付を受けている場合

転出届を鳥取市役所市民  
課へ郵送する

引越 し

引越し先の市区町村の  
窓口  
に住民基本台帳カード  
と転入届を提出する

転入手続完了

※転入先の窓口で1回行くだけで手続は済みます。

## ■住民基本台帳カードの交付

住民基本台帳カードは、希望する人に有料で交付します。また、このカードは、写真付きと写真なしのカードの二種類があり、どちらか選ぶことができます。写真付きのカードは、公的な証明書としても利用できます。

### 【申請できる人】

本人（原則）

### 【申請に必要なもの】

本人確認書類（官公署が発行した本人の顔写真が添付されたもの・運転免許証など）

※本人確認書類を持っていない人は、後日郵送による文書照会で確認します。  
写真付きのカードを希望する場合は、カラー写真（縦四・五センチ×横三・五センチ）が一枚必要です。

### 【申請場所】

鳥取市役所本庁一階市民課

### 【手数料】

500円

問い合わせ先 市民課（☎2013209）